

回復期リハビリテーション病棟入院料の新たな評価

骨子【Ⅰ－６－(1)】

第１ 基本的な考え方

患者がより充実したリハビリテーションを行えるよう、回復期リハビリテーション病棟入院料について、より充実した体制で、より医学的処置の必要のある患者や重症な患者を受け入れ、状態改善や在宅復帰を十分行っている場合の評価を新設する。

第２ 具体的な内容

１．回復期リハビリテーション病棟入院料について新たな評価を創設する。

現 行	改定案
【回復期リハビリテーション病棟入院料】（１日につき）	【回復期リハビリテーション病棟入院料】（１日につき）
	１ 回復期リハビリテーション病棟入院料 １ ○点(新)
１ 回復期リハビリテーション病棟入院料 １ １, 720点	２ 回復期リハビリテーション病棟入院料 ２ ○点(改)
２ 回復期リハビリテーション病棟入院料 ２ １, 600点	３ 回復期リハビリテーション病棟入院料 ３ １, 600点

２．また、重症患者回復病棟加算については多くの医療機関で算定されていることから、入院料に包括して評価を行う。

(1) 回復期リハビリテーション病棟入院料 １

〔施設基準〕

- ① 常時 13 対 1 以上の看護配置があること。（看護師 7 割以上、夜勤看護職員 2 名以上）
- ② 常時 30 対 1 以上の看護補助者の配置があること。
- ③ 専任のリハビリテーション科の医師 1 名以上、専従の理学療法士 3 名以

上、作業療法士 2 名以上、言語聴覚士 1 名以上、専任の在宅復帰支援を担当する社会福祉士等 1 名以上の配置があること。

- ④ 在宅復帰率が 7 割以上であること。
- ⑤ 新規入院患者のうち 3 割以上が重症の患者（日常生活機能評価で 10 点以上の患者）であること。
- ⑥ 新規入院患者のうち 1 割 5 分以上が「一般病棟用の重症度・看護必要度に係る評価表」の A 項目が 1 点以上の患者であること。
- ⑦ 重症の患者の 3 割以上が退院時に日常生活機能が改善していること。

(2) 回復期リハビリテーション病棟入院料 2

現 行	改定案
【回復期リハビリテーション病棟入院料】（1 日につき） 1 回復期リハビリテーション病棟入院料 1 1,720 点 [施設基準] ① 常時 15 対 1 以上の看護配置があること ② 常時 30 対 1 以上の看護補助者の配置があること ③ リハビリテーション科の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が適切に配置されていること ④ 在宅復帰率 6 割以上であること ⑤ 新規入院患者のうち 2 割以上が重症の患者であること 【重症患者回復病棟加算】（1 日につき） 50 点	【回復期リハビリテーション病棟入院料】（1 日につき） 2 回復期リハビリテーション病棟入院料 2 <u>〇点</u>(改) [施設基準] ① 常時 15 対 1 以上の看護配置があること ② 常時 30 対 1 以上の看護補助者の配置があること ③ リハビリテーション科の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が適切に配置されていること。 ④ 在宅復帰率 6 割以上であること ⑤ 新規入院患者のうち 2 割以上が重症の患者であること ⑥ <u>重症の患者の 3 割以上が退院時に日常生活機能が改善していること</u> <u>(削除)</u>

3. 回復期リハビリテーション病棟入院料における包括範囲について見直

しを行う。

現 行	改定案
【回復期リハビリテーション病棟入院料】（１日につき） 〔包括範囲〕 診療にかかる費用（リハビリテーション、臨床研修病院入院診療加算、医師事務作業補助体制加算（一般病棟に限る）、地域加算、離島加算、栄養管理実施加算、医療安全対策加算、褥瘡患者管理加算及び救急搬送患者地域連携受入加算（一般病棟に限る）、地域連携診療計画退院時指導料（Ⅰ）並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く）は、回復期リハビリテーション病棟入院料に含まれるものとする。	【回復期リハビリテーション病棟入院料】（１日につき） 〔包括範囲〕 診療にかかる費用（リハビリテーション、臨床研修病院入院診療加算、医師事務作業補助体制加算（一般病棟に限る）、地域加算、離島加算、栄養管理実施加算、医療安全対策加算、褥瘡患者管理加算及び救急搬送患者地域連携受入加算（一般病棟に限る）、地域連携診療計画退院時指導料（Ⅰ）、<u>在宅医療、J-038 人工腎臓</u>並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く）は、回復期リハビリテーション病棟入院料に含まれるものとする。